

令和6年9月定例会 総務委員会

令和6年10月7日（月）

〔委員会の概要 生活環境部関係〕

福山委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（13時57分）

直ちに議事に入ります。

これより生活環境部関係の調査を行います。

この際、生活環境部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その2））

○ 議案第29号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

【報告事項】

な し

勝川生活環境部長

それでは、総務委員会説明資料（その2）によりまして、明日、9月定例会閉会日に追加提出予定の生活環境部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和6年度一般会計補正予算案でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算について、補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり11億円の増額をお願いしております。これによりまして、補正後の予算総額はその右の欄のとおり82億6,025万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

労働雇用政策課でございます。

目名、労政総務費の摘要欄①、アの徳島県賃上げ支援事業では、中小・小規模事業者が最低賃金改定に対応し、労働者への賃上げを適切に実施するため、事業者の賃上げの財源不足といった課題を克服する激変緩和措置として一時金を助成するとともに、賃上げや生産性向上などの制度について、情報発信や相談に一元的に対応するワンストップ窓口を設置するための経費として11億円を計上しております。

以上、労働雇用政策課の補正後の予算総額は41億5,718万2,000円となります。

以上が、今定例会に追加提出を予定しております案件でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については、本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

明日提案される予定の賃上げの、今御説明いただいたことについてです。

中小企業、小規模事業者、個人事業主とかいろいろあって、要は対象が広がっているのはいいんだけど、具体的にどのような業種が対象になって、対象でないのはこんな業種とか、もう少し分かりやすく言ってください。

井口労働雇用政策課長

この賃上げ支援事業は、具体的にどのような業種などが対象なのかという御質問でございます。

本事業の対象といたしましては、県内に事業所を有する中小・小規模事業者と考えており、あわせて、法人税法第2条に規定しております公益法人等又は協同組合等となっております。また、従業員を一人以上雇用している個人事業主と考えておりまして、具体的に申し上げますと、対象になる事業形態の例といたしましては、特定非営利活動法人、障がい者を雇用する就労支援A型事業所の運営法人、あと農家の方、こちらは開業届を提出して青色申告や白色申告をされている方となっております。また、従業員を一人以上雇用して税務署に開業届を提出しているフリーランスの方については対象になると考えております。

また、対象外といたしましては、一例といたしまして、構成員相互の親睦の団体、同窓会等、あと福利厚生を主な目的とした団体、あとは特定個人の精神的・経済的支援を目的とするもの、例えば後援会と言われるものでございます。あと、宗教法人、政治団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等については対象外にしたいと考えております。

岡本委員

幅広くというのは分かったんですが、1点少し分かりにくいところがあります。1事業所と記載があるのですが、1法人とみるのか、それぞれの支店ごととともとれるような、少し分かりにくいです。

事業者への支援額についてはどうなるのか、1事業所うんぬんというところを、もう少し分かりやすく言ってください。

井口労働雇用政策課長

今回の支援制度につきましては、1企業、1事業者に対しまして上限を設けるような予定で考えております。

具体的には、法人番号ごとに管理したいと考えておりまして、企業、事業者の重複の有

無について、法人番号で確認していきたいと考えております。

岡本委員

1社・企業当たり最大50万円ということですね。

これも決まったらですが、制度の概要について速やかに詳しく説明してあげてほしいんです。そうでないとなかなか機能しないので、その辺どうですか。

井口労働雇用政策課長

速やかに周知すべきではという御質問でございます。

委員お話しのとおり、予算の公表資料では制度概要全てを記載することができず、自分の会社が該当するのか、支給要件はどのようなものかといったところが分かりにくい点が多いのは事実でございます。

この補正予算をお認めいただけましたら、制度について理解しやすい資料を作成し、企業や事業者に対しまして速やかに周知させていただきたいと考えております。

岡本委員

十分周知していただきたいと思います。

さきの委員会で、私は10億円以上と言ったように思うんですが、とりあえず11億円になっているから、よく頑張ってくれたなという思いがあります。

当然周知すればするほど、何となくお金が足りなくなっていくんですね。すぐにとは言いませんが、そうなったときに追加補正が必要になるかも分かりませんので、その辺はどうなりますか。

井口労働雇用政策課長

予算額についてでございます。

予算額につきましては、対象人員を推計し計上しておるところではございますが、より幅広い事業者を対象としていることから、万が一の場合には予算額の不足といったことも考えるところではございます。

今後の対応については、申請を見ながら庁内で検討していきたいと考えており、また現在、国におきましては、今後の経済対策を一つの柱とした補正予算案を編成する動きがあるところでございます。

この動きもしっかりと見ながら、関係部局と連携し、国の補正予算も活用しながら必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

岡本委員

国の補正予算を活用しながらということで、国は当然これからだと思うのですが、結果的に、今回は繰越金が結構あったので、そのお金を充てることができたということになっている。

あのとき、財政課に繰越金がたくさんあるから、普通は半分を財政調整基金で積み立てることになっているけれども、あえて半分以上を積み立ててもいいのではと言おうと思っ

たんですが、それを言うとお金なくなるかも分からないと思って、あえてそれは言わなかったんです。たまたまあったということですね。

そのお金を使ったということは、逆にいうと、県と部局の思いが表れていることになるんです。大事なお金なんで。

今回、激変緩和措置ということなので、一応今回限りになるんだろうと思いますが、その辺はどうですか。

井口労働雇用政策課長

この支援事業についてでございます。

今回の支援制度につきましては、過去最大の引上げとなったこと、最低賃金審議会からの附帯決議、さきの付託委員会で報告させていただきました事業者への緊急アンケートの結果などから、労働者への適切な賃金が実施されますよう激変緩和措置として支援するといったものでございます。

現状、来年度以降、今回の激変緩和の一時金を支給するような制度につきましては、継続していくことは考えてはいないところではございますが、引き続き、経済産業部や農林水産部など関係部局と連携して、生産性向上や持続的な賃上げの推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

岡本委員

今回は飽くまでも一時金というのは分からないではないのですが、全てそうなんだけど、企業や事業者がちゃんとそれなりにもうかっていなければ賃金を上げることができないので、経済産業部とも相談しながら、これはこれで基本的にいろんな人材確保や企業がうまくできるように、これからも生活環境部と経済産業部が共に手を合わせてしっかり頑張っていたきたいなと。

もう一回言うけど、これを周知すればするほど、多分足りなくなると思うので、どうやったら使えてどうなるのかを、しっかりもう一回周知してほしいと思います。

平山委員

まず、主な要件として、930円未満からの引上げを対象とした理由について教えていただきたいのと、一時金10億5,000万円の積算根拠についても教えてください。

井口労働雇用政策課長

制度の要件についての御質問でございます。

まず930円未満からの引上げを対象にさせていただいた理由でございます。

今回の一時金につきましては、最低賃金改定に適切に対応していただく激変緩和のため、また目安額を超えての引上げを行う事業者の支援のため、実施したいと考えております。

このため、現在の最低賃金額896円を基準に目安額50円を超えての引上げとなる51円以上の引上げに対応するため、930円未満を要件にさせていただいたところでございます。

また、一時金の積算根拠でございます。

こちらにつきましては、正規雇用者7,000人、非正規雇用者2万3,000人の計3万人とし

て計上したところでございます。これは、県内の雇用者数を約25万人と推計して、さきの労働局が調査した数値から、930円未満の労働者の割合が17.65%程度いるだろうという推計がなされているところでございます。

こちらを掛けて、今回上限額を設定したところでございまして、約3万人として計上させていただいたということでございます。

平山委員

分かりました。

続いて、他県でも同様の支援制度があると聞いておりますが、本県の制度と比べた場合の優位性はあるのか教えてください。

井口労働雇用政策課長

他県での事例と比較したものということでございます。

他県でも同様の事例として、賃金を引き上げた事業者に対しまして一時金を支給する制度として、奈良県と岩手県、そして最近でいうと松山市で実施されているところでございます。

そちらの制度と比較いたしまして、本県では、国の支援制度や他県の例では対象となっていない非常勤職員、週所定労働時間20時間未満の非正規労働者も対象としております。他県では、週20時間以上という一つの基準を設けているところでございます。

徳島県では、20時間未満の非正規労働者も対象にしたいと考えておりまして、今回の最低賃金の引上げの影響が大きいと考えられるパートタイム、アルバイト労働者の多い業種の方が活用しやすいように工夫させていただいたということでございます。

平山委員

他県と比べて、労働時間が20時間未満の非正規労働者も対象になるということでした。

さきの付託委員会で、私から3点要望させていただいたところですが、幅広い事業者、そして学生バイト等の短時間勤務の非正規労働者を対象としていることが、先ほどの答弁などで確認できました。

手続の簡素化といった点についてはどうなっているのか。また、いつから申請を受け付ける予定なのか、教えてください。

井口労働雇用政策課長

さきの付託委員会におきまして、平山委員から3点御要望を頂いていたところでございます。

その中で、手続の簡素化につきましては申請いただく書類を極力少なくすることを考えておりまして、添付資料といたしましては、従業員の一覧表や雇用契約書、賃金台帳の3種類を添付していただくというふうに考えております。

また、利便性の向上の一環といたしまして、電子申請を導入するほか、郵送での受付も考えているところでございます。

また、事業の受付開始時期の御質問を頂いております。

補正予算をお認めいただけましたら、速やかに、助成金申請窓口業務に係る業者の選定、契約事務等に取り掛かりたいと考えておりまして、通常、標準的な業者選定には大体30日、40日掛かるところでございます。ですので、12月上旬には新たに窓口を開設し、申請の受付を開始したいと考えております。

平山委員

手続に時間が掛かることは仕方ないですが、12月上旬からの受付開始となるとのことであります。

さきの岡本委員の際に話がありましたが、議決されれば速やかに今回の制度内容について周知してほしいと思います。

また、国が設けている賃金引上げ支援については、賃金引上げ前に申請が必要であり、最低賃金改定に合わせるのであれば、今月中に労働局への申請が必要となってきます。この点についても、労働局と一緒に制度の周知や活用について取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

北島委員

1点要望だけさせていただきます。

この予算の制度内容につきまして理解はできましたが、そもそも今回の賃上げの要請は間違っていると思いますし、その後でアンケートを取って、その結果こういった補正予算を出すというのは、順番が間違っていると思います。

今後も最低賃金は上がっていくと思いますけども、県がやるべきことは賃金を上げるのではなくて、これから自然に上がっていく最低賃金に対して、企業や事業者がきちんと利益を上げられるように、きちんと給与を上げられるような体質、県内経済を作ることが大前提だと思っております。その点を十分に理解いただき、来年もあると思いますが、今後、様々な政策を打ち出していきたいと要望いたしておきます。

岡田（晋）委員

労働雇用政策課にお聞きします。

明日の閉会日に追加提案される徳島県賃上げ支援事業についてです。

全国ワースト2位であった最低賃金が、この11月1日より980円となり、全国27位へと躍進するのは後藤田知事の働き掛けがあったからです。そのためには、県としても支援策が必要だとの立場でお聞きします。

この11月より最低賃金が980円となり、打撃を受ける中小・小規模事業者で働く労働者の賃上げを適切に実施するために、事業者の賃上げ資金不足といった課題を克服する激変緩和措置として、一時金を10億5,000万円助成するとの説明です。

助成対象者が、従業員を雇用している個人事業主をはじめ、県内に事業所を有する中小・小規模事業者となっていますが、どこまでの規模の事業所が助成対象なのかについて教えてください。

井口労働雇用政策課長

中小・小規模事業者の規模という観点で御質問を頂いたところでございます。

中小企業は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者を対象としておりまして、例えば製造業であれば、資本金出資の総額が3億円以下、従業員数300人以下のいずれかに該当するところでございます。小売業では、資本金、出資金の総額5,000万円以下、従業員数50人以下のところが該当してくるところでございます。

また、小規模事業者につきましては、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下、商業、小売、卸売、サービス業については5人以下となっておりますが、こちらの事業者が対象になってくるところでございます。

岡田（晋）委員

制度では、930円未満を980円以上に51円以上引き上げる場合が支給の主な要件となっております。930円未満とした理由は説明されましたが、一例として、時給930円を990円とし、積極的に60円引き上げる場合も一時金の助成対象とする必要があると思いますが、どうでしょうか。

井口労働雇用政策課長

今回の一時金につきましては、最低賃金の改定に適切に対応いただく激変緩和措置のため、また目安を超えての引上げを行う事業者の支援のために実施したいと考えております。

対象外となる事業者の方々には、国が設けている様々な賃上げ支援メニューの積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

助成対象者は正規労働者及び非正規労働者となっておりますが、雇用契約を巻かず忙しいときにちょっとしたお手伝いのため働きに来てもらっている方も対象となるのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

事業者におきまして、継続的に雇用している方を対象にしたいと考えておりまして、多くの国の支援制度と同様、今回の制度では3か月以上連続して雇用している方を対象にしたいと考えております。

岡田（晋）委員

助成金額の正規労働者一人当たり5万円、非正規労働者一人当たり3万円の細かい算出根拠について教えてください。

井口労働雇用政策課長

助成金額の積算でございます。

助成金額につきましては、引上げ額84円のうち目安額50円を超える部分、34円を基準にいたしまして、正規の方では34円プラス社会保険料等の事業主負担分を加味した5円相当を足して39円と考えまして、これに1日の所定時間8時間、月20日、8か月で約5万円、

非正規労働者の方につきましては、34円に1日5時間、月20日、8か月を掛けて約3万円と積算したところでございます。

この8か月につきましては、さきの付託委員会で御報告させていただきましたアンケートの結果などから、価格転嫁が反映されるのにおおむね6か月を要するというお話を頂いたところでございます。

これに前後1か月相当ずつをそれぞれ加え、8か月として積算させていただいたところでございます。

岡田（晋）委員

算出根拠について説明いただいたところですが、算出基礎数字をもう少し高くして、一時金の支給額を上げてはどうかと思います。いかがでしょうか。

井口労働雇用政策課長

助成金額の積算といたしましては、引上げ額84円に対しまして目安額50円を超える部分での34円を基準に算定したものでございます。

今回の支援については、中小企業・小規模事業者の賃上げの財源不足といった課題に対応する激変緩和措置として、目安額超過部分についてのみ支援することとしたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

岡田（晋）委員

1事業所当たり最大50万円の支援となりますが、確実に労働者に助成金が支払われるために、どのようにされるのでしょうか。確実に個人に支給されたかどうかの確認方法を教えてください。

井口労働雇用政策課長

この助成金の申請に当たりましては、雇用契約書や賃金台帳の写しを提出していただくことを考えております。

賃金改定以降、引上げが行われることを確認した上で、申請していただくことを考えております。

また、県から必要に応じまして、申請に対する誤りがないか、助成金受領後に不当に解雇していないかなどの調査を行いたいと考えております。

岡田（晋）委員

今回の賃上げ支援事業は、一時金を支給する一回限りとの説明がなされましたが、一回限りでは、その後事業者は大変困ります。

継続するには資金の確保が必要となるし、また県が引き続き県費を投入するべきではないと思います。

今回は、事業所の不安や不満を和らげる^{きゅうきよ}急遽の事業ですが、継続した抜本的な対策が必要かと思われそうですが、こういった事業を考えられていますか。

井口労働雇用政策課長

本年の春闘におきまして、例年を上回る賃上げが実現していたということでございます。また、県内企業においても、多くの企業において賃上げがなされてきたところでございます。

県におきましては、厳しい経営下におきましても県内企業の事業の継続性を高めていくためには、設備投資によるエネルギーコストの削減や生産性向上などの収益構造の強化が重要であると考えているところでございます。

これまで経済産業部等を中心に、GX、DXなどによる企業のコスト削減や生産性向上をはじめとする様々な企業の支援策を行い、企業の持続的な発展をお支えしてきたところではございます。

引き続き、企業や事業者の声、そして労働者の声にも耳を傾けながら、ニーズに応じたタイムリーな支援策を打ち出してまいりたいと考えておりまして、県内産業を支える中小企業の成長と地域経済の活性化、持続的な賃上げの実現につながりますよう、庁内の関係部局と連携して取組を進めたいと考えております。

岡田（晋）委員

今回のような単発的な事業実施は事業者の一時的な救済にはなるかと思われませんが、継続的な賃上げ支援策について、新たに考えてもらいたいと思います。

今後の委員会で質疑させていただきます。よって、今日の質疑はこれで終わります。

東条委員

岡田委員に詳細に最低賃金の中身を聞いていただいたんですけれども、1事業所に50万円を限度という枠がございまして。先ほどA型の障がい者の事業所も対象になっているということなんですが、私が心配しているのは50万円だと、計算したら17名くらいの分になるんです。その17人分くらいで賄えるのかどうか。A型事業所は20人くらい、もっといところでは30人くらいいるのではないのかと思うんですけど、その辺はどう考えられていますか。

井口労働雇用政策課長

上限額を設定しているというところでございます。

今回、上限額を設定させていただいておりますが、今回の支援策は、特により小規模な事業者の賃上げ支援に重点を置き、制度設計をさせていただいたところでございます。

また、各種法人や個人事業主など、幅広く助成対象者とした設定をさせていただいたところではございます。

また、非正規職員につきましても、国や他県の制度では対象外となっている週20時間未満の勤務者に対しましても支援を行うなど、対象者を広く設定しております。

今回は、より小規模な事業所をメインに重点を置いたというところで、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

東条委員

分かりました。

臨機応変な対応をしていただくよう配慮もしていただけたらと思います。

ただでさえ、この目安の50円というのも事業所にとっては本当に厳しいと考えます。ですが、働く人たちにとって職場がなくなるということが一番困ることですので、そういった配慮もお願いして、今後の対策も是非立てていただけるようお願い申し上げます。質問を終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で生活環境部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時29分）